

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシーなどの権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーなどの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野県知事

## 公表日

令和4年8月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、同法で定める者に対して、特別児童扶養手当の認定・資格喪失・各種変更等の事務を行う。 支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。</li><li>・提供された個人番号に基づき中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、特別児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。</li><li>・取得した情報より申請内容を審査し、審査結果に基づき特別児童扶養手当を支給する。</li><li>・特別児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに副本として保存する。</li></ul>
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一 46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 9の項、12の項、15の項、16の項、19の項、26の項、30の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項、116の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 66の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370</p> <p>上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー <a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html">http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html</a></p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階 長野県健康福祉部障がい者支援課 電話 026-235-7104(直通)</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	Ⅱ－1・2 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
平成31年4月26日	Ⅳリスク対策	なし	全追加	事後	様式変更によるもの
令和2年9月10日	Ⅱ－1・2 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判
令和2年9月10日	I－4. ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号別表第二の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項</p> <p>○番号利用法別表第二主務省令第12条1、3、4号、第19条1、2、3、4、5号、第30条第9号、第31条1号、第44条1号～5号</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号別表第二66の項</p> <p>○番号法別表第二主務省令第37条1、2、3号</p>	評価書記載のとおり	事後	
令和3年11月1日	I－3. 法令上の根拠	<p>○番号利用法第9条第1項 別表第一46項</p> <p>○番号利用法別表第一主務省令第37条1～6号</p>	評価書記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	I－4. ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号別表第二 16の項、19の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項、116の項</p> <p>○番号利用法別表第二主務省令第12条第1、2、4、6、8号、第13条の2第2号、第19条1～6号、第30条第10号、第31条1、2、5～7号、第44条1号～6号、第53条第1号、第59条の2の2第1号</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号別表第二 66の項、67の項、68の項</p> <p>○番号法別表第二主務省令第37条第1号～3号、第38条第1号、第38条の2第1号</p>	評価書記載のとおり	事後	
令和3年11月1日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和4年6月23日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	